

中泊町農業委員会会議録

令和6年11月11日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会11月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日(金) 14時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(12人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員			2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮		
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	1番	大川 勝仁	4番	佐々木 清英
委 員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第26号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 幹 谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(次長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長
(会長)

【会長挨拶】

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、5番澤田委員、6番瓜田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第24号

事務局
(打越)

3ページをお開きください。

報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年11月11日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、6件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第24号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第25号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第25号

事務局
(次長)

17ページをお開きください。
報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年11月11日提出 中泊町農業委員会会長。

10月の相続等の届出は6件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第25号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第26号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第26号

事務局
(打越)

19ページをお開きください。
報告第26号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年10月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年11月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。10月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第26号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第25号

議長
(会長)

議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

22ページをご覧下さい。議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年11月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第25号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

議席2番、藤田です。それでは報告いたします。去る10月30日、私と大川委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをご覧ください。
受付番号31番は、高根字小金石の畑1筆外1筆、面積は2,991㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号31番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第26号

議長
(会長)

次に、議案第26号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

25ページをお開きください。議案第26号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和6年11月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第26号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

議席2番、藤田です。それでは報告いたします。去る10月30日、私と大川委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条申請は、1件でございます。申請地は高根字小金石の田1筆であります。面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをお開きください。
受付番号6番について説明いたします。申請地は高根字小金石の田の1筆で、面積は1231㎡、転用目的は、故人（前所有者）が平成19年頃に90㎡以下の農業用倉庫を建築したもののその後、規模拡大と合わせて農業用倉庫を拡大したところ床面積が200㎡を超えていたとのことです。このことを違反転用と知り、始末書を添付して申請があったものです。申請地は、中泊町役場から北側に約5.1kmの距離にあり旧中里高校から北側に約250mほどの位置にあります。周辺農地への支障につきましては、土留め等を行っておりことから問題ないものと思われます。また、隣地所有者、耕作者より同意を得ています。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。

運用通知としましては、第2種農地「第2の1の(1)の力の(イ)」を適用しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第27号

議 長
(会長)

次の議案に入る前に、3番青山邦榮委員に関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席を求めます。

【青山邦榮委員退席】

議 長
(会長)

議案第27号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(打越)

37ページをお開きください。
議案第27号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年11月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和6年11月5日付け中農政第184号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

事 務 局
(打越)

40ページをお開きください。所有件移転についての申請内容は2件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号24番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字三笠地内6筆の田、面積は21,832㎡です。売買価格は764万1千円です。対価の支払い期限は11月29日を予定しております。

受付番号25番もあおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内1筆の田、面積は982㎡です。売買価格は29万4千円です。対価の支払い期限は11月29日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

事 務 局
(打越)

46ページから57ページをご覧ください。
今月の利用権設定は、受付番号58から72番の15件です。内訳は再設定が3件、新規が12件となっております。
受付番号58から60番は再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

48ページをご覧ください。
受付番号61番は、新規の設定で田茂木字若宮地内1筆ほか、2筆、全3筆の田、面積は6,726㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

48ページから49ページをご覧ください。

受付番号62番も新規の設定で八幡字盛山地内8筆の田、面積は6,654㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米4俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号63番も新規の設定で薄市字花持地内4筆の田、面積は18,392㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

50ページをご覧ください。

受付番号64番も新規の設定で大沢内字住吉地内2筆の田、面積は12,609㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり30,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号65番も新規の設定で大沢内字住吉地内3筆の田、面積は3,765㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり30,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号66番も新規の設定で田茂木字若宮地内4筆の田、面積は6,981㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

51ページをお開きください。

受付番号67番も新規の設定で田茂木字若宮地内10筆ほか、1筆、全11筆の田、面積は16,516㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

52ページから53ページをご覧ください。

受付番号68番も新規の設定で田茂木字若宮地内13筆ほか、2筆、全15筆の田、面積は22,017.58㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号69番も新規の設定で高根字小金石地内1筆ほか、5筆、全6筆の田、面積は5,398㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

54ページをご覧ください。

受付番号70番も新規の設定で田茂木字若宮地内10筆の田、面積は15,584㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

55ページから56ページをご覧ください。
受付番号71番も新規の設定で宮川字鶴泊地内4筆ほか、19筆、全23筆の田、面積は51,674㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

57ページをお開きください。
受付番号72番も新規の設定で今泉字布引地内2筆の田、面積は6,728㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費はなし。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

60ページをお開きください。
今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号機構24-17、24-18番の2件です。

受付番号機構24-17番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛸沢地内1筆の田、面積は2,297㎡の使用賃貸借です。期間は15年です。

受付番号機構24-18番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字望月地内1筆の田、面積は3,060㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり25,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

ないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

青山邦榮委員の入室を許可します。

【青山委員入室】

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

議長
(会長)

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和6年中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

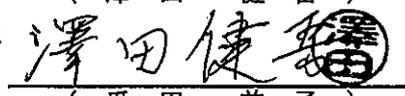
上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月11日

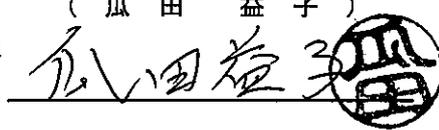
農業委員会
会長 (松坂 龍美)

 (松坂 龍美)

署名委員 (澤田 健吾)

 (澤田 健吾)

署名委員 (瓜田 益子)

 (瓜田 益子)